

広報かどま令和3（2021）年10月号

注文した覚えのない商品が届いた！！

契約関係がないにも関わらず一方的に商品を送りつけ、後日代金を請求してくる手口をネガティブオプション（送りつけ商法）とありますが、2021年7月6日に特定商取引法が改正され、その対処方法が変わりました。

改正前は一定期間保管した後にしか処分できませんでしたが、今回の改正により、直ちに処分できるようになりました。

処分後に代金を請求されても、消費者に支払い義務はありません。しかし、日々このような相談を受けていると、後でネガティブオプションではなかったという報告を受けることがあります。

一定期間保管する必要はなくなりましたが、

- ①以前注文し、忘れていた商品が届いた
- ②家族・知人からのプレゼントだった
- ③送り主の誤配送

等の可能性もあるため、すぐに処分せず、少しの期間保管しておく方が良い場合もあります。

詳しくは、消費生活センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249